

平成29年9月20日

交通安全対策特別交付金の交付決定（平成29年度9月期）

総務省は、平成29年度9月期分の交通安全対策特別交付金の額を9月20日に決定し、各都道府県知事あて通知しました。

1 交付総額

29,288百万円

2 現金交付

平成29年9月28日（木）

※ 都道府県別内訳は別紙のとおり

（連絡先）

自治財政局交付税課

担当：鈴木理事官・藤原係長

代表：03-5253-5111（内線 23377）

直通：03-5253-5624

FAX：03-5253-5625

平成29年度交通安全対策特別交付金
(9月期交付額 各県別内訳)

(単位：百万円)

団体名	都道府県分	市町村分
1 北海道	670	627
2 青森	188	93
3 岩手	206	102
4 宮城	256	279
5 秋田	167	82
6 山形	223	112
7 福島	320	158
8 茨城	423	212
9 栃木	280	140
10 群馬	434	217
11 埼玉	934	617
12 千葉	695	456
13 東京	1,491	745
14 神奈川	699	978
15 新潟	242	233
16 富山	163	81
17 石川	167	83
18 福井	109	54
19 山梨	146	72
20 長野	366	180
21 岐阜	294	146
22 静岡	637	673
23 愛知	1,102	930
24 三重	256	129
25 滋賀	197	98
26 京都	232	285
27 大阪	980	987
28 兵庫	770	605
29 奈良	181	88
30 和歌山	123	60
31 鳥取	73	35
32 島根	104	52
33 岡山	248	255
34 広島	313	310
35 山口	210	105
36 徳島	131	65
37 香川	199	99
38 愛媛	197	98
39 高知	108	51
40 福岡	776	867
41 佐賀	220	110
42 長崎	212	106
43 熊本	192	209
44 大分	197	98
45 宮崎	280	139
46 鹿児島	308	153
47 沖縄	197	97
合計	16,915	12,373

* 表示単位未満を四捨五入しているため、都道府県の数値の計と合計は一致しない場合がある。

交通安全対策特別交付金制度の概要

1 交付金の目的

交通安全対策特別交付金は、昭和43年に道路交通法の改正により創設された交通反則通告制度に基づき納付される反則金収入を原資として、地方公共団体が単独で行う道路交通安全施設整備の経費に充てるための財源として交付するものであり、もって交通事故の発生を防止することを目的とする。

2 交付金の総額

交通反則金等収入(運用益を含む。)から通告書送付費支出金相当額等を控除した額

3 交付金の使途

交通安全対策特別交付金等に関する政令で定める道路交通安全施設の設置及び管理に関する費用

- (例示)
- ・ 信号機
 - ・ 道路標識
 - ・ 横断歩道橋
 - ・ さく(ガードフェンス、防護柵)
 - ・ 道路反射鏡(カーブミラー)

4 交付基準

各地方公共団体の区域内における交通事故発生件数、人口集中地区人口及び改良済道路延長を配分指標として、それぞれ2:1:1の割合で交付額の算定をする。

5 最低交付限度基準額

9月に交付すべき額が25万円に満たない市町村については、当該年度においては交付金は交付しない(この市町村に対する交付金相当分は、当該市町村を包括する都道府県に加算して交付される。)

6 交付時期

年2回(9月及び3月)

7 交付総額算定までのフローチャート

